



発行 新潟県

第 95 号

令和4年12月13日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1268 救急病院等の指定（地域医療政策課）
- 1269 救急病院等の指定（地域医療政策課）
- 1270 救急病院等の指定（地域医療政策課）
- 1271 救急病院等の指定（地域医療政策課）
- 1272 救急病院等の指定（地域医療政策課）
- 1273 救急病院等の指定（地域医療政策課）
- 1274 救急病院等の指定（地域医療政策課）
- 1275 救急病院等の指定（地域医療政策課）
- 1276 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1277 新潟北沿岸新潟海岸寄居浜・関屋地区海岸の管理者の決定（港湾整備課）

公 告

一般競争入札の実施（出納局会計検査課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 公募型プロポーザルの実施（病院局経営企画課）

選挙管理委員会告示

- 115 政治資金規正法による政治団体の届出（選挙管理委員会）
- 116 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 117 政治資金規正法による政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）
- 118 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨（選挙管理委員会）
- 119 政治資金規正法による資金管理団体の届出（選挙管理委員会）
- 120 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）

正 誤

令和4年11月4日付け県報第88号中（地域医療政策課）



◎新潟県告示第1268号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和4年12月13日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 新潟大学医歯学総合病院
- 2 所 在 地 新潟市中央区旭町通1番町754番地
- 3 有効期間 令和4年10月1日から
令和7年9月30日まで

◎新潟県告示第1269号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和4年12月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 名称 新潟中央病院
- 2 所在地 新潟市中央区新光町1番地18
- 3 有効期間 令和4年10月1日から
令和7年9月30日まで

◎新潟県告示第1270号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和4年12月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 名称 町立津南病院
- 2 所在地 中魚沼郡津南町大字下船渡丁2682番地
- 3 有効期間 令和4年10月1日から
令和7年9月30日まで

◎新潟県告示第1271号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和4年12月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 名称 新潟県済生会三条病院
- 2 所在地 三条市大野畑6番18号
- 3 有効期間 令和4年10月1日から
令和7年9月30日まで

◎新潟県告示第1272号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和4年12月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 名称 三之町病院
- 2 所在地 三条市本町5丁目2番30号
- 3 有効期間 令和4年10月1日から
令和7年9月30日まで

◎新潟県告示第1273号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和4年12月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 名称 富永草野病院
- 2 所在地 三条市興野2丁目2番25号
- 3 有効期間 令和4年10月1日から
令和7年9月30日まで

◎新潟県告示第1274号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和4年12月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 名称 けいなん総合病院
- 2 所在地 妙高市田町2丁目4番7号
- 3 有効期間 令和4年10月1日から

令和7年9月30日まで

◎新潟県告示第1275号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和4年12月13日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 知命堂病院
- 2 所 在 地 上越市西城町3丁目6番31号
- 3 有効期間 令和4年10月1日から
令和7年9月30日まで

◎新潟県告示第1276号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、柏崎市及び刈羽村の一部を受益地域とする県営鯖石川下流地区農用地保全施設整備（ため池等整備「用排水施設」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年12月13日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和4年12月14日から令和5年1月17日まで
- 3 縦覧に供する場所
柏崎市役所及び刈羽村役場
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1277号

海岸法（昭和31年法律第101号）第5条第4項に規定する協議の結果、次の区域について新潟港港湾管理者の長が管理を行うこととした。

なお、関係図書は、新潟県交通政策局港湾整備課、新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所及び新潟市役所において縦覧に供する。

令和4年12月13日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 海岸名
新潟北沿岸新潟海岸寄居浜・関屋地区海岸
- 2 協議区域

基点1から基点19まで順次結んだ線により囲まれた区域

3 基点の表示

- 基点1 新潟港西区西突堤灯台（北緯37度57分32秒、東経139度04分07秒）から219度33分21秒4,006.12メートルの地点（無番地）
- 基点2 基点1に掲げる地点から340度00分19.26秒763.02メートルの地点（無番地）
- 基点3 基点2に掲げる地点から234度57分2.61秒305.94メートルの地点（無番地）
- 基点4 基点3に掲げる地点から234度56分57.76秒753.45メートルの地点（無番地）
- 基点5 基点4に掲げる地点から145度00分45.04秒143.53メートルの地点（無番地）
- 基点6 基点5に掲げる地点から175度45分55.70秒136.33メートルの地点（無番地）
- 基点7 基点6に掲げる地点から143度42分6.89秒475.09メートルの地点（新潟市中央区西船見町字浜浦5932番671）
- 基点8 基点7に掲げる地点から56度12分34.62秒29.00メートルの地点（新潟市中央区西船見町字浜浦5932番671）
- 基点9 基点8に掲げる地点から56度00分25.43秒19.73メートルの地点（新潟市中央区西船見町字浜浦5932番671）
- 基点10 基点9に掲げる地点から55度43分25.43秒27.32メートルの地点（新潟市中央区西船見町字浜浦5932番671）
- 基点11 基点10に掲げる地点から55度43分26.43秒3.00メートルの地点（新潟市中央区西船見町字浜浦5932番671）
- 基点12 基点11に掲げる地点から55度53分9.11秒50.04メートルの地点（新潟市中央区西船見町字浜浦5932番671）
- 基点13 基点12に掲げる地点から54度58分29.80秒100.03メートルの地点（新潟市中央区西船見町字浜浦5932番668）
- 基点14 基点13に掲げる地点から53度42分6.39秒100.00メートルの地点（新潟市中央区西船見町字浜浦5932番672）
- 基点15 基点14に掲げる地点から58度17分59.76秒100.34メートルの地点（新潟市中央区西船見町字浜浦5932番674）
- 基点16 基点15に掲げる地点から52度00分17.12秒100.04メートルの地点（無番地）
- 基点17 基点16に掲げる地点から56度07分32.47秒100.09メートルの地点（無番地）
- 基点18 基点17に掲げる地点から60度18分19.47秒100.01メートルの地点（無番地）
- 基点19 基点18に掲げる地点から53度56分39.96秒100.00メートルの地点（無番地）

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、除雪機械等の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和4年12月13日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ア	ロータリ除雪車 (2.2m級、スイング式雪切板付)	1台
イ	ロータリ除雪車 (2.2m級、スイングオーガ装置付)	1台
ウ	ロータリ除雪車 (2.6m220kW級、スイング式雪切板、後輪ダブルタイヤ付)	3台
エ	ロータリ除雪車 (2.6m220kW級、スイングオーガ装置付)	1台
オ	ロータリ除雪車 (2.6m220kW級、スイングオーガ装置、後輪ダブルタイヤ付)	2台
カ	ロータリ除雪車 (2.6m級、スイングオーガ装置付)	1台
キ	除雪グレーダ (3.7m級、シャッターブレード付)	1台
ク	除雪グレーダ (4.0m級、シャッターブレード付)	3台
ケ	除雪グレーダ (4.0m級、シャッターブレード、稼働記録計付)	1台
コ	除雪ドーザ (14t級、反転エッジ付)	1台
サ	除雪ドーザ (14t級、両サイドシャッター、反転エッジ付)	1台
シ	除雪ドーザ (18t級、反転エッジ付)	1台
ス	除雪ドーザ (18t級、アングリングプラウ、反転エッジ付)	1台
セ	小形除雪車 (1.0m級、稼働記録計付)	2台
ソ	小形除雪車 (1.3m級、ロング雪切板付)	1台
タ	小形除雪車 (1.3m級、草刈装置付)	2台
チ	小形除雪機 (1.1m級、ハンドガイド式)	1台
ツ	凍結防止剤散布車 (乾式3t級、4×4)	1台
テ	凍結防止剤散布車 (乾式3t級、4×4、スペアタイヤ付)	1台
ト	凍結防止剤散布車 (乾式4t級、4×4)	1台
ナ	凍結防止剤散布車 (湿式3t級、4×4)	1台
ニ	凍結防止剤散布車 (湿式4t級、4×4、スペアタイヤ付)	1台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

上記(1)ア～タについては、落札決定に当たり、件名ごとに入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「除雪機械価格」という。)に自賠責保険料を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった除雪機械価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、上記(1)チについては、落札決定に当たり、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、上記(1)ツ～ニについては、落札決定に当たり、入札書に記載された金額から、使用済自動車の再資源化に関する法律(平成14年法律第87号)によるリサイクル料金等(以下「リサイクル料金等」という。)を除いた金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「車両価格」という。)に、リサイクル料金等、自賠責保険料及び自動車重量税を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった車両価格の110分の100に相当する金額にリサイクル料金等を加算した金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。
- (4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。
- (5) 当該調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であり、また修理に必要なサービス工場等を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

- (3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

- (4) 入札書の受領期限

上記1(1)ア～カ及びツ～ニ

令和5年1月24日(火) 午後5時

上記1(1)キ～チ

令和5年1月25日(水) 午後5時

- (5) 開札の日時及び場所

上記1(1)ア～カ及びツ～ニ

令和5年1月25日(水) 午前10時

新潟県庁出納局会計検査課入札室

上記1(1)キ～チ

令和5年1月26日(木) 午前10時

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望する者は、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和4年12月26日(月)午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

- (5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和5年1月12日(木)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約書作成の要否
要

- (9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

- (10) 契約の成立要件

上記1(1)ウ、オ、カ、ク及びタの契約の締結については、新潟県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年新潟県条例第5号）第3条に規定する新潟県議会の議決を要するため、入札による落札者とは、議会の同意があったときに本契約となる旨を内容とする仮契約を締結する。

- (11) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

- (12) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

1. Rotary snowplow with swing-type snow cutting blade (2.2-meter class)	[1] unit
2. Rotary snowplow with swing auger device (2.2-meter class)	[1] unit
3. Rotary snowplow with swing-type snow cutting blade and dual rear wheels (2.6-meter, 220-kilowatt class)	[3] units
4. Rotary snowplow with swing auger device (2.6-meter, 220-kilowatt class)	[1] unit
5. Rotary snowplow with swing auger device and dual rear wheels (2.6-meter class, 220-kilowatt class)	[2] units
6. Rotary snowplow with swing auger device (2.6-meter class)	[1] unit
7. Snow removal grader with shutter blade (3.7-meter class)	[1] unit
8. Snow removal grader with shutter blade (4.0-meter class)	[3] units
9. Snow removal grader with shutter blade and wireless digital tachograph (4.0-meter class)	[1] unit
10. Bulldozer snowplow with reversible edge (14-ton class)	[1] unit
11. Bulldozer snowplow with dual-side shutters and reversible edge (14-ton class)	[1] unit
12. Bulldozer snowplow with reversible edge (18-ton class)	[1] unit
13. Bulldozer snowplow with angling plow and reversible edge (18-ton class)	[1] unit
14. Small snowplow with wireless digital tachograph (1.0-meter class)	[2] units
15. Small snowplow with long-type snow cutting blade (1.3-meter class)	[1] unit
16. Small snowplow with mowing attachment (1.3-meter class)	[2] units
17. Small snow blower (1.1-meter class, hand-guided type)	[1] unit
18. Antifreeze spraying vehicle (four-wheel drive, dry type, 3-ton class)	[1] unit
19. Antifreeze spraying vehicle with spare tire (four-wheel drive, dry type, 3-ton class)	[1] unit
20. Antifreeze spraying vehicle (four-wheel drive, dry type, 4-ton class)	[1] unit
21. Antifreeze spraying vehicle (four-wheel drive, liquid type, 3-ton class)	[1] unit
22. Antifreeze spraying vehicle with spare tire (four-wheel drive, liquid type, 4-ton class)	[1] unit

- (2) Deadline for bid participant applications:

5:00 P.M. (Thu.) January 12, 2023

- (3) Date of bid opening:

The above (1) 1 through 6, and 18 through 22

10:00 A.M. (Wed.) January 25, 2023

The above (1) 7 through 17

10:00 A.M. (Thu.) January 26, 2023

- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8570

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、スリングセラピーの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年12月13日

新潟県立松代病院長 鈴木 和夫

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量

スリングセラピー 一式

- (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

- (3) 納入期限

令和5年3月15日(水)

- (4) 納入場所

新潟県立松代病院

- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 指名停止期間中の者でないこと。

- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「医療機器」に登録されている者であること。

- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 942-1526

新潟県十日町市松代3592番地2

新潟県立松代病院経営課

電話番号 025-597-2100

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

令和4年12月20日(火)午後5時

4 入札、開札の日時及び場所

令和4年12月22日(木) 午前11時
新潟県立松代病院 3階 会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立松代病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、オーバーテーブルについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年12月13日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

オーバーテーブル 61台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和5年3月31日

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
 - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 948-0065
新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9
新潟県立十日町病院経営課
電話番号 025-757-5566 内線115
 - (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
 - (3) 応札仕様書の提出期限
令和4年12月19日(月)午後5時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所
- 令和4年12月20日(火)午前10時30分
新潟県立十日町病院 1階講堂
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
免除する。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
 - (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否 要
 - (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
 - (9) その他
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
イ 詳細は入札説明書による。

新潟県立柿崎病院医療情報システム整備業務公募型プロポーザルの実施について(公告)

新潟県立柿崎病院医療情報システム整備業務に係る受託者を特定するため、公募型プロポーザルを実施することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

令和4年12月13日

新潟県立柿崎病院長 太田 求磨

1 業務の概要

新潟県立柿崎病院医療情報システム整備業務（以下「本件業務」という。）

2 プロポーザルの内容

新潟県立柿崎病院医療情報システム整備業務公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施内容等については、新潟県立柿崎病院医療情報システム整備業務公募型プロポーザル実施要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）に定めるところによる。

3 プロポーザル実施要領を交付する期間及び場所並びに本プロポーザルに関する質問等の問い合わせ等

(1) 交付期間

令和4年12月13日（火）から令和5年1月6日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

郵便番号949-3216 新潟県上越市柿崎区柿崎6412-1
新潟県立柿崎病院経営課
電話番号025-536-3131

(3) 質問書の提出 プロポーザル実施要領による。

4 本プロポーザルに参加する者に求める資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

なお、本プロポーザルに係る参加資格要件の確認結果については、参加資格要件確認書類を提出した者に対して、令和5年1月11日（水）までに書面で通知する。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 令和4年12月13日以降に民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続きの申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者

イ 令和4年12月13日以降に会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされた者

(3) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(4) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、県税の未納がない者であること。

(5) 一般病床数100床以下の病院の電子カルテを核とした医療情報システムの開発業務を履行した実績を有すること。

(6) プロポーザル実施要領に定める要件を満たす者であること。

5 参加資格要件の確認に必要な書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより書類を提出し、参加を表明すること。

(1) 提出書類

プロポーザル実施要領による。

(2) 提出期限

令和5年1月6日（金）午後5時15分まで

(3) 提出場所

上記3(2)の交付場所に同じ。

(4) 提出方法

持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「新潟県立柿崎病院医療情報システム整備業務参加資格要件確認書類在中」と朱書きすること。）とし、(2)に定める提出期限までに到着するよう郵送すること。

6 提案書等の提出

提案書等の提出は、参加資格要件の確認を受けた者のみ提出することができる。

(1) 提出書類

プロポーザル実施要領による。

(2) 提出期限

令和5年1月23日（月）午後5時15分まで

(3) 提出場所

上記3(2)の交付場所に同じ。

(4) 提出方法

持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「新潟県立柿崎病院医療情報システム整備業務提案書等在中」と朱書きすること。）とし、(2)に定める提出期限までに到着するよう郵送すること。

7 審査等

(1) 提出された書類は、新潟県立柿崎病院医療情報システム整備業務業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査を行う。

(2) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 参加資格要件を満たさない者

イ 提案書類に虚偽を記載して提出した者

ウ 提案書等を提出期限までに提出しなかった者

エ 提案のプレゼンテーションを行う義務があったが行わなかった者

オ 選定委員会の委員又は事務局の職員に対して、直接的又は間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた者又は不正な接触を行った者

(3) 次のいずれかに該当する場合は失格とすることがある。

ア 本プロポーザルの実施に係る公告及びプロポーザル実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部若しくは一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

(4) プレゼンテーションの実施

提案書（自由様式）について、プレゼンテーションを実施する。ただし、選定委員会が、本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類により第一次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上でプレゼンテーションを行う。この場合において全ての参加を表明した者に第一次審査の結果を書面で通知する。

(5) 審査及び結果の通知

選定委員会が、提出された提案書等、プレゼンテーションの結果を審査し、最も優れた提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）と次点の者を特定する。

審査結果は、プロポーザルに参加した全ての者に書面で通知する。

なお、審査における評価基準については、「新潟県立柿崎病院医療情報システム整備業務プロポーザル評価基準」を参照のこと。

8 契約の締結

(1) 契約の締結の交渉

ア 審査結果に基づき、最優秀提案者と本件業務について、契約締結の交渉を行う。

イ 最優秀提案者との交渉の結果、契約締結の合意に至らなかった場合又は最優秀提案者が、上記4の各号のいずれかを満たさなくなった場合は、次点の者と契約交渉を行う。

ウ 契約締結の交渉にあたっては、必要な書類の追加提出を求めることがある。

(2) 履行期限

契約締結の日から令和5年9月30日まで

(3) 契約書の作成 要

9 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出する書類の作成及び提出に要する費用は、提案を行う者の負担とする。

(3) 提出された書類は、プロポーザルに係る審査に使用する場合を除き、プロポーザルに参加した者に無断で使用しない。

(4) 提出された書類の審査を行う際は、必要な範囲においてプロポーザルに参加した者に通知することなく複製を作成することがある。

(5) 提出された書類は、返還しない。

(6) 参加資格要件確認書類、提案書類等の受理後の差し替え及び追加・削除は原則として認めない。

(7) 本業務の実施にあたり、提案書等に記載された総括責任者、主任担当者は、特別な理由があると認められた場合を除き変更することができない。

(8) 総括責任者、主任担当者は特別な理由があると認められた場合を除き、本業務の開始日から本業務に従事すること。

10 Summary

(1) Subject matter of proposal

Hospital Information System for Niigata Prefectural Kakizaki Hospital

(2) Deadline for Application

January 6, 2023 5:15 P.M.

(3) Deadline for Proposal Submission

January 23, 2023 5:15 P.M.

(4) For more information, contact:

Office : Management Division, Department of Administration,
Niigata Prefectural Kakizaki Hospital

Address : 6412-1 Kakizaki, Kakizaki-ku, Joetsu City, Niigata
949-3216 Japan

Tel : 025-536-3131

Fax : 025-536-3136

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第115号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和4年12月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政党の支部

(イ) 法19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
立憲民主党新潟県第5区総支部	米山隆一	橋口猛志	新潟県長岡市千秋1丁目253-5	衆議院議員	○	R4.10.07

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
参政党新潟中越支部	桐生竜治	齋藤あすか	新潟県三条市荒町1-12-30	○	R4.10.04

(2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
エラヒ美砂子後援会	モハメッドヌルルエラヒ	堀川あかり	新潟県見附市今町1-18-14	R4.09.08

おおふち正文後援会	大淵正文	大淵美奈子	新潟県長岡市川口田麦山1521番地	R4. 10. 17
活力みなぎる街ナンバーワンを実現する会	田中淳	桑原昭	新潟県小千谷市真人町甲699	R4. 09. 11
吉川美貴後援会	工藤泰則	吉川美貴	新潟県村上市小町2-8	R4. 09. 09
こかじなりや後援会	音田智	渡邊正俊	新潟県新潟市東区中野山4丁目16番43号	R4. 10. 26
国際市民会議	田邊明	中原慎一郎	新潟県新発田市月岡温泉556	R4. 10. 03
こばやし保夫後援会	小林保夫	小林輝代	新潟県新潟市西蒲区熊谷13-10	R4. 10. 27
信賀陽子後援会	信賀陽子	信賀須磨子	新潟県見附市今町2丁目4番16-1号	R4. 09. 05
杉井ひとし後援会	佐藤春男	長谷美津明	新潟県三条市塚野目2-8-25	R4. 09. 08
前進！笠原はるひこに県政をたくす会	阪田憲史	星野幸彦	新潟県柏崎市加納864番地1	R4. 10. 05
高木英明後援会	松田隆	高橋昭二	新潟県長岡市大保830	R4. 09. 05
田中よしこ後援会	田中淑子	田中淑子	新潟県燕市吉田神明町2-26	R4. 09. 29
チェンジにいがた	水内基成	田村守	新潟県新潟市中央区東幸町15-15	R4. 10. 06
土田竜吾後援会	土田竜吾	土田昇	新潟県上越市東本町1-3-49	R4. 09. 12
広岡けんじろう新発田未来をつくる会	廣岡健二郎	佐藤みのり	新潟県新発田市住吉町3丁目8番17号	R4. 09. 09
本間よしゆき後援会	菅原健	熊木克也	新潟県西蒲原郡弥彦村美山691	R4. 09. 20
未来創生	太田博之	上野伸子	新潟県見附市学校町1丁目10番27号	R4. 09. 08
山崎みつお後援会	山崎光男	山崎光男	新潟県燕市米納津8845-2	R4. 09. 30
リベラル新潟	重川隆広	小泉勝	新潟県新潟市中央区新光町4-1	R4. 10. 05

◎新潟県選挙管理委員会告示第116号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年12月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党新潟県本部	市村浩二	代表者の氏名	市村浩二	志田邦男	R4. 10. 29
参政党新潟下越支部	木村純	政治団体の名称	参政党新潟下越支部	参政党新潟支部	R4. 10. 03
		代表者の氏名	木村純	昆充芳	R4. 10. 03

		会計責任者の 氏名	窪田洋平	上田和喜	R4. 10. 03
参政党新潟 下越支部	木村純	主たる事務所 の所在地	新潟県新潟市中央 区関屋本村町1- 148-2	新潟県新潟市中央 区堀之内南1-33 -7	R4. 10. 11
自由民主党 出雲崎町支 部	中野勝正	会計責任者の 氏名	小黒博泰	三輪正	R3. 08. 17
自由民主党 新潟県宅建 支部	河端信雄	会計責任者の 氏名	加藤一芳	阿部誠	R4. 06. 08
自由民主党 新潟県長岡 市三島郡第 一支部	高見美加	主たる事務所 の所在地	新潟県長岡市天下 島293-12	新潟県長岡市金沢 6-2-72	R4. 09. 30
立憲民主党 新潟県総支 部連合会	本多智奈美	代表者の氏名	本多智奈美	大淵健	R4. 10. 29

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体 の名称	代表者 の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
浅井宏昭後 援会	栞沢一彦	会計責任者の 氏名	浅井亘	浅井秀正	R3. 06. 01
阿部幸夫後 援会	酒井岑生	代表者の氏名	酒井岑生	峯村恒夫	R3. 08. 10
五十嵐りょ う後援会あ おいの会	久保正巳	政治団体の名 称	五十嵐りょう後援 会あおいの会	五十嵐勝後援会あ おいの会	R4. 08. 26
		代表者の氏名	久保正巳	森沢清	R4. 08. 26
		会計責任者の 氏名	目黒哲也	磯部一紀	R4. 08. 26
虹友会	中島義徳	代表者の氏名	中島義徳	桑野健一	R4. 04. 01
電機連合新 潟政治活動 委員会	山崎雅彦	会計責任者の 氏名	泉正幸	藤澤学	R4. 09. 10
新潟県宅建 政治連盟	石井政治	会計責任者の 氏名	加藤一芳	阿部誠	R4. 06. 08
新津経済人 連盟	前田正実	会計責任者の 氏名	渡辺稔	北本安延	R3. 04. 01
二階堂かお る後援会	小島慎二	主たる事務所 の所在地	新潟県新発田市城 北町2丁目7-1	新潟県新発田市緑 町2丁目6-44- 3	R4. 09. 01
馬場てつじ 後援会	渡辺みどり	会計責任者の 氏名	武石啓	小坂井哲夫	R4. 08. 15
水戸部吉成 後援会	水戸部吉成	主たる事務所 の所在地	新潟県北蒲原郡聖 籠町大字蓮潟2562	新潟県北蒲原郡聖 籠町大字次第浜 1639-10	R4. 09. 01
妙高の明日	長崎一男	政治団体の名	妙高の明日を拓く	樹・楊枝の会	R4. 09. 12

を拓く会 みんなで進 む新潟	金子和也	称 代表者の氏名	会 金子和也	安念諫	R4. 05. 13
		会計責任者の 氏名	片山晃	小林裕史	R4. 05. 13
米野やすか 後援会	米野泰加	政治団体の名 称	米野やすか後援会	米野泰加後援会	R4. 10. 16

◎新潟県選挙管理委員会告示第117号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年12月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

(1) 政治団体の名称

ア . その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
高野直行後援会	高野直行	R3. 03. 31
田村正宏後援会	田村正宏	R3. 12. 28
野口よそ美を応援する会	鈴木史江	R4. 03. 25
未来創生	近藤英雅	R4. 08. 31
村松徹後援会	竹内捨治	R3. 12. 31
よそみ会	野口よそ美	R4. 03. 25

◎新潟県選挙管理委員会告示第118号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年12月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

令和元年分 (単位 円)

[その他の団体]

未来創生		
報告年月日	04. 09. 08	
1 収入総額		51,066
前年繰越額		51,066
2 支出総額		0
横山まさひろ後援会		
報告年月日	03. 03. 30	
1 収入総額		138,000
本年收入額		138,000
2 支出総額		138,000
3 本年收入の内訳		
寄附		138,000
個人分		138,000

4 支出の内訳	
政治活動費	138,000
機関紙誌の発行その他の事業費	138,000
機関紙誌の発行事業費	84,000
宣伝事業費	54,000
5 寄附の内訳	
〔個人分〕	
年間5万円以下のもの	138,000

令和2年分

〔政党の支部〕

自由民主党川西支部

報告年月日 04.03.30

1 収入総額	404,429
前年繰越額	325,819
本年收入額	78,610
2 支出総額	65,000
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(73人)	78,600
その他の収入	10
一件10万円未満のもの	10
4 支出の内訳	
経常経費	65,000
人件費	65,000

自由民主党白根支部

報告年月日 04.03.29

1 収入総額	203,981
前年繰越額	31,181
本年收入額	172,800
2 支出総額	150,000
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(108人)	112,800
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	60,000
自由民主党新潟県支部連合会	60,000
4 支出の内訳	
政治活動費	150,000
組織活動費	150,000

自由民主党新潟県新潟市南区第一支部

報告年月日 04.03.29

1 収入総額	63,236
前年繰越額	32,036
本年收入額	31,200
2 支出総額	30,000
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(53人)	31,200
4 支出の内訳	
政治活動費	30,000

組織活動費	30,000
自由民主党吉川支部	
報告年月日 04.03.03	
1 収入総額	630,356
前年繰越額	421,152
本年收入額	209,204
2 支出総額	327,986
3 本年收入の内訳	
個人の党費・会費(75人)	76,200
機関紙誌の発行その他の事業による収入	113,000
定期総会懇親会	113,000
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	20,000
自由民主党新潟県支部連合会	10,000
自由民主党新潟県第六選挙区支部	10,000
その他の収入	4
一件10万円未満のもの	4
4 支出の内訳	
経常経費	18,806
事務所費	18,806
政治活動費	309,180
組織活動費	75,000
機関紙誌の発行その他の事業費	234,180
その他の事業費	234,180

[資金管理団体]

すすむ会

資金管理団体の届出をした者の氏名

飯野 晋

資金管理団体の届出に係る公職の種類

県議会議員

報告年月日 04.03.31

1 収入総額	2,151,271
前年繰越額	2,151,251
本年收入額	20
2 支出総額	400,000
3 本年收入の内訳	
その他の収入	20
一件10万円未満のもの	20
4 支出の内訳	
政治活動費	400,000
寄附・交付金	400,000

[その他の団体]

飯野すすむ後援会

報告年月日 04.03.31

1 収入総額	402,584
前年繰越額	2,584
本年收入額	400,000
2 支出総額	359,519

3 本年收入の内訳		
寄附	400,000	
政治団体分	400,000	
4 支出の内訳		
經常経費	169,293	
光熱水費	18,899	
備品・消耗品費	22,035	
事務所費	128,359	
政治活動費	190,226	
組織活動費	69,010	
機関紙誌の発行その他の事業費	64,531	
宣伝事業費	64,531	
調査研究費	56,685	
5 寄附の内訳		
〔政治団体分〕		
すすむ会	400,000	新潟市北区

田村正宏後援会

報告年月日 04.03.31

1 収入総額	0
2 支出総額	0

中川幹太後援会

報告年月日 04.01.25

1 収入総額	1,708,416	
前年繰越額	775,416	
本年收入額	933,000	
2 支出総額	348,633	
3 本年收入の内訳		
寄附	933,000	
個人分	933,000	
4 支出の内訳		
經常経費	211,493	
備品・消耗品費	32,278	
事務所費	179,215	
政治活動費	137,140	
組織活動費	13,890	
機関紙誌の発行その他の事業費	123,250	
宣伝事業費	120,000	
その他の事業費	3,250	
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
近藤由美子	60,000	上越市
浮舟崇弘	100,000	長野県白馬村
中川幹太	300,000	上越市
年間5万円以下のもの	473,000	

新潟市医師連盟

報告年月日 04.03.10

1 収入総額	22,867,984
前年繰越額	20,739,168

本年收入額	2,128,816	
2 支出総額	298,814	
3 本年收入の内訳		
個人の党費・会費(308人)	615,600	
寄附	1,513,000	
政治団体分	1,513,000	
その他の収入	216	
一件10万円未満のもの	216	
4 支出の内訳		
経常経費	126,394	
事務所費	126,394	
政治活動費	172,420	
組織活動費	172,420	
5 寄附の内訳		
〔政治団体分〕		
新潟県医師連盟	1,513,000	新潟市中央区

未来創生

報告年月日 04.09.08

1 収入総額	51,066
前年繰越額	51,066
2 支出総額	0

村松徹後援会

報告年月日 04.03.22

1 収入総額	0
2 支出総額	0

横山まさひろ後援会

報告年月日 03.3.30

1 収入総額	0
2 支出総額	0

令和3年分

〔その他の団体〕

高野直行後援会

報告年月日 04.03.31(03.03.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

田村正宏後援会

報告年月日 04.03.31(03.12.28解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

村松徹後援会

報告年月日 04.10.11(03.12.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

令和4年分

[資金管理団体]

よそみ会

資金管理団体の届出をした者の氏名 野口よそ美

資金管理団体の届出に係る公職の種類 県議会議員

報告年月日 04.03.31(04.03.25解散)

1 収入総額	24,911
前年繰越額	24,911
2 支出総額	0

[その他の団体]

未来創生

報告年月日 04.09.08(04.08.31解散)

1 収入総額	51,066
前年繰越額	51,066
2 支出総額	0

野口よそ美を応援する会

報告年月日 04.03.31(04.03.25解散)

1 収入総額	10,000
前年繰越額	10,000
2 支出総額	0

◎新潟県選挙管理委員会告示第119号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和4年12月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
-----------------------	-------	-----------	------------	-------

小林保夫	指定都市議会議員	こばやし保夫後援会	新潟県新潟市西蒲区熊谷13-10	R4.10.26
------	----------	-----------	------------------	----------

◎新潟県選挙管理委員会告示第120号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年12月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
------------------	-----------	------	---	---	-------

水戸部吉成	水戸部吉成後援会	主たる事務所の所在地	新潟県北蒲原郡聖籠町大字蓮潟2562	新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜	R4.09.01
-------	----------	------------	--------------------	-----------------	----------

正 誤

令和4年11月4日付け新潟県告示第1104号(救急病院等の指定)中

ページ	行	誤	正
2	11	十日町市高田町3丁目32番地9	十日町市高田町3丁目南32番地9